

国保制度改革に向けた平成 28 年度の
 県・市町村間の協議体制について（案）

平成 28 年度の国保都道府県化に関する協議体制は、以下のとおりとしたい。

名 称	構 成	備 考
千葉県国民健康保険 広域化等連絡会議	県保険指導課、全市町村国保 担当課長、国保連による全体会議	従来通り
千葉県国保運営方針等 連携会議（仮称）	県保険指導課、市町村支部代表 （15市町村）、国保連による地域 代表会議	現行を改組 （P2 参照）
ワーキンググループ （WG）	担当レベル職員による個別テーマ に関する検討、作業、意見交換の場 ①財政 WG（納付金の算定基準等 を検討） ②事務の広域化等 WG（運営方針 に記載する事務の広域化項目 を検討）	現行を改組 （P6 参照）

千葉県国保運営方針等連携会議（仮称）（案）

従来の「国民健康保険広域化等連携会議」について、28年度から国保制度改革への円滑な対応を図るための改組を行うこととしたい。

- 1 設置目的
 - ①国保運営方針策定のための関係者間の意見交換・調整
 - ②国保運営に関する事項で都道府県が処理するものとされている事務に係る重要事項^(※1)についての意見交換・調整
 - ③その他広域化に関すること（支援方針の進行管理など）

- 2 設置期間 平成28年4月1日～

※都道府県化後も定期的に検証見直しを行うため、30年度以降も継続設置予定

- 3 設置根拠 都道府県国民健康保険運営方針策定要領（案）
 「2. 策定の手順 （2）市町村等との連携会議の開催」^(※2)

4 構成（案）

- ・地域バランスを考慮の上、次のとおり支部代表の市町村担当課長、国保連及び県で構成する。
 （参考）運営方針策定要領（案）：市町村の構成員については、地域別、被保険者規模別などに配慮する。
- ・支部では定期的な会合が開催されるなど、一定の協議や情報共有がされており、また、27年度まで設置・開催していた「国民健康保険広域化等連携会議」の枠組みを有効に活用できると考えられる。

	所属又は対象となる保険者	団体数	委員となる者の職
1	千葉県国民健康保険団体連合会 千葉支部を代表する保険者	2	国民健康保険主管課長
2	同東葛飾支部を代表する保険者	4	国民健康保険主管課長
3	同印旛支部を代表する保険者	2	国民健康保険主管課長
4	同香取支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
5	同海匝支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
6	同山武支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
7	同長生支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
8	同夷隅支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
9	同君津支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
10	同安房支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
11	千葉県国民健康保険団体連合会	—	国保制度対策室長
12	千葉県	—	保険指導課長
計		15市町村、国保連、県	

※上記の他、県庁内から必要に応じて、関係課職員が出席予定

5 会 長 保険指導課長（案）

6 市町村への意見の照会・取りまとめ

- ・原則として、連携会議での協議事項に対する市町村の意見の取りまとめは連携会議を通じて行うこととします。
- ・したがって、連携会議での協議事項等については、必要に応じて支部メンバーへの照会・意見交換等により、支部としての意見をまとめていただくようお願いします（従来の方法を踏襲）。

(参考)

※1 国の「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)(案)」で連携会議の意見を聞くこととされているもの

○保険料収納必要総額の算出

- ・都道府県が国保の運営に要する事務費・委託費等の費用のうち、公費や保険料等の財源で賄う必要があるものについては、納付金の総額に加算する。どのような費用を加算するかについては都道府県内市町村との協議の場(国保運営方針策定のために設置する連携会議等)において予め各市町村の意見を伺うものとする。

○激変緩和のための調整

- ・各市町村の「標準保険料率の算定に必要な保険料総額」が予め各都道府県で定めた一定割合以上増加すると見込まれる場合には、都道府県繰入金を個別に当該市町村に保険給付費等交付金として交付し、納付金の支払に充当することで、当該市町村の納付金総額を減額し激変を緩和することが可能となる。
- ・一定割合を定める際には、そもそも1人あたり医療費が上昇傾向にあることから、増加率は制度改革以外での保険料総額増要因として十分勘案し、こうした増加率を超える割合を確保する必要がある。また、都道府県内市町村との協議の場(国保運営方針策定のために設置する連携会議等)において予め各市町村の意見を伺うものとする。

○激変緩和措置の期限

- ・以上のように上記のような激変緩和策は特に施行当初に必要となることが多く、ウ)特例基金の繰り入れによる激変緩和措置については平成30年度から35年度までの期間が定められているなど、概ね6年程度以内を目安に実施することが望ましい。また、こうした激変緩和措置の実施にあたっては、都道府県内市町村との協議の場(国保運営方針策定のために設置する連携会議等)において予め各市町村の意見を伺うものとする。

その他、納付金・標準保険料率の算定基準などの重要事項について、市町村と意見交換・調整を行うものとする。

※2 都道府県国民健康保険運営方針策定要領（案）

「2. 策定の手順 （2）市町村等との連携会議の開催」

○国保運営方針の策定、検証及び見直しに当たっては、まずは、国民健康保険の運営主体相互の考え方をすり合わせる観点から、保険者としての都道府県及び市町村、審査・支払事務等の実施者である国民健康保険団体連合会等の関係者の意見を十分に聴くとともに、必要に応じて意見の調整を図る必要があることから、おおむね次の関係者からなる「都道府県国保運営方針連携会議」（以下「連携会議」という。）を開催するものとする。

- ①都道府県の関係課室
- ②市町村の国保担当部局等
- ③国民健康保険団体連合会
- ④（必要に応じ、その他の関係者）

※1 「①都道府県の関係課室」については、国保担当のほか、必要に応じて、医療担当、健康担当、介護担当、薬事担当などを加えること。

※2 「②市町村の国保担当部局等」については、（3）に示すとおり、連携協議会における議論を踏まえて作成した国保運営方針の案について、連携会議における議論とは別に全ての市町村に対して意見聴取を行うこととされていることから、連携会議では必ずしもすべての市町村を連携会議の構成員とする必要はないが、地域別、被保険者規模別などに配慮すること。

○連携会議では、まずは、都道府県内の国保運営の現状を把握し、その課題等について上記の関係者間で認識を共有するとともに、それを踏まえて今後の国保の運営方針について意見交換や意見調整を行う。こうした関係者による議論を踏まえて、国保運営方針について一定の案を取りまとめることを目指す。ただし、連携会議は、国保運営協議会と異なり、最終的な国保運営方針案の議決を行う場ではないことに留意されたい。

なお、都道府県は、法第82条の2第9項に基づき、国保運営方針の作成及び国保運営方針に定める施策の実施に関して必要があると認めるときは、国民健康保険団体連合会その他の関係者に対して必要な協力を求めることができる。

○連携会議については、国保運営方針案について議論した後も、必要に応じて随時開催し、都道府県内の国保運営に関する諸施策や事務の標準化、効率化、広域化などについての議論を進める場として活用することが考えられる。

ワーキンググループの設置について（案）

- 1 設置目的 運営方針の策定や財政運営の検討事項について、実務的な観点からの検討・作業・意見交換を行う。
- 2 設置するワーキンググループ
 - (1) 財政ワーキング（既に設置済）

検討事項：納付金・標準保険料の算定基準、赤字解消の取組み、
目標・標準収納率、納付金算定データの扱い 等

構成：県担当者、5市町村 財政担当職員、国保連担当職員
（メンバーは現在のメンバーを核に職員の異動も考慮し、
市町村と調整の上で県が決定）

（※収納率は収納WG、納付金算定データはシステムWGの設置も
考えられるが、業務量が見込めないため、当面は財政WGで対応）
 - (2) 市町村の事務の広域化等ワーキング（仮称）（平成28年度に新規設置）

検討事項：国保運営方針に記載する事務の広域化の内容の検討 等

構成：県担当者、5市町村程度 担当職員、国保連担当職員

（※）事務の実情把握の観点から市町村の規模に配慮

（※）当面、事務の広域化全般の取組みについて議論を深めていくこ
とから、横断的に業務がわかる職員で構成することを予定
（メンバーは、財政運営ワーキング以外の市町村から、保険者規
模等を考慮し、市町村と調整の上で県が決定）

（※徴収対策、保健事業は担当課が異なる場合があるためWGの設置
も考えられるが、業務量が見込めないため、当面は財政WGで対応）
- 3 その他
 - ・WGでは議論の進捗状況によっては、データの収集、資料の整理・分析
など運営方針の策定等の準備に関して一定の作業が発生することがあり
ます。WGのメンバーにおかれては、あらかじめ御承知の上、御協力をお願
いいたします。
 - ・なお、WGは必要に応じ追加設置してまいります。